

千葉県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム R5 版と R2 版の対照表

R5 版	R2 版
自治医科大学は、自治体病院における医師不足を解消するために設立され、地域医療と保健の確保を目的としています。 卒業後は、原則として9年間、県職員として採用され、設立の目的に沿って必要度の高い市町村立等病院に配置されます。 本プログラムは、当該期間中の自治体病院での勤務と医師のキャリア形成の両立を支援するため、各医療機関への配置の方針について定めたものです。	(追加)
1 基本方針 自治医科大学卒業者の県内医療施設への配置にあたっては、大学の建学精神に則り、本県内の地域医療と保健の確保のうえで必要度の高い市町村立等病院について、本人の資質の向上を考慮のうえ決定する。	1 基本方針 自治医科大学卒業者の県内医療施設への配置にあたっては、大学の建学精神に則り、本県内の地域医療と保健の確保のうえで必要度の高い市町村立等病院について、本人の資質の向上を考慮のうえ決定する。
2 配置の要件	2 配置の要件
(1) 身分は千葉県職員とし、県以外の機関への勤務については、別途定める派遣要綱による。	(1) 身分は千葉県職員とし、県以外の機関への勤務については、別途定める派遣要綱による。
(2) 就業義務年限は自治医科大学医学部修学資金貸与規程に基づいた修学資金の貸与期間の2分の3とする。	(2) 就業義務年限は貸与期間の2分の3とする。
(3) 卒業後は、直ちに、県が指定した旭中央病院又は君津中央病院のうちのどちらか一方に配置し、2年間の臨床研修に従事する。なお、同時に臨床研修に従事する者がいる場合は、少なくとも1名を各病院に配置する。	(追加) ※(3) (診療科別コース) は項目3に移動
(4) 臨床研修修了者は、次の事項を考慮し、2年間、県内の市町村立等病院に配置する。 なお、キャリア形成支援の観点から、原則として2年間、同一の病院での勤務を継続する。 ア 当該医療機関における医師の業務負担の見通しが大きいこと。 イ 適当な指導医師がいること、もしくは適切な研修の機会が与えられること。	(4) 臨床研修修了者は、次の事項を考慮して県内の市町村立等病院に配置される。 そのローテーションは、原則として下記4のとおりとする。 ア 医療機関における医師の欠員状況 イ 公的診療所への派遣は、当該派遣機関を本務とする兼務形態による。 ウ 適当な指導医師がいること、もしくは適切な研修の機会が与えられること。
(5) 上記の期間経過後、2年間、(3) で勤務した病院に配置し、希望により専門研修に従事する。ただし、後述の診療科別コースにおける、臨床研修病院と同一でない病院が専門研修病院として規定されたコースを選択する場合や、当該期間中に4 (2) の猶予を設定する場合は、この限りではない。	(追加)
(6) 上記の期間経過後、次の事項を考慮し、3年間、県内の市町村立等病院に配置する。なお、配置先は、毎年度、考慮する事項の状況を確認したうえで検討することとし、3年間、同一の病院での勤務とは限らない。 ア 当該医療機関における医師の業務負担の見通しが大きいこと。 イ 適当な指導医師がいること、もしくは適切な研修の機会が与えられること。	(追加)

R5 版	R2 版																																																																																																
【配置の要件に沿った勤務のイメージ（猶予なしの場合）】 <table><tr><td>1 年目</td><td>2 年目</td><td>3 年目</td><td>4 年目</td><td>5 年目</td><td>6 年目</td><td>7 年目</td><td>8 年目</td><td>9 年目</td></tr><tr><td colspan="2">旭中央病院 又は 君津中央病院 （臨床研修）</td><td colspan="2">市町村立等病院</td><td colspan="2">臨床研修病院と 同一の病院</td><td colspan="3">市町村立等病院</td></tr></table>	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	旭中央病院 又は 君津中央病院 （臨床研修）		市町村立等病院		臨床研修病院と 同一の病院		市町村立等病院			4 ローテーション （１） 猶予期間を取得しない場合 <table><tr><td>1 年目</td><td>2 年目</td><td>3 年目</td><td>4 年目</td><td>5 年目</td><td>6 年目</td><td>7 年目</td><td>8 年目</td><td>9 年目</td></tr><tr><td colspan="2">臨床研修病院</td><td colspan="2">市町村立等病院</td><td colspan="2">専門研修病院</td><td colspan="3">市町村立等病院</td></tr></table> （２） 猶予期間を取得する場合 《猶予期間を 1 年間取得》 <table><tr><td>1 年目</td><td>2 年目</td><td>3 年目</td><td>4 年目</td><td>5 年目</td><td>6 年目</td><td>7 年目</td></tr><tr><td colspan="2">臨床研修病院</td><td colspan="2">市町村立等病院</td><td colspan="3">専門研修病院＋専門研修連携施設（猶予期間 1 年）</td></tr><tr><td>8 年目</td><td>9 年目</td><td>10 年目</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="3">市町村立等病院</td><td colspan="4"></td></tr></table> 《猶予期間を 2 年間取得》 <table><tr><td>1 年目</td><td>2 年目</td><td>3 年目</td><td>4 年目</td><td>5 年目</td><td>6 年目</td><td>7 年目</td><td>8 年目</td></tr><tr><td colspan="2">臨床研修病院</td><td colspan="2">市町村立等病院</td><td colspan="4">専門研修病院＋専門研修連携施設（猶予期間 2 年）</td></tr><tr><td>9 年目</td><td>10 年目</td><td>11 年目</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="3">市町村立等病院</td><td colspan="5"></td></tr></table>	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	臨床研修病院		市町村立等病院		専門研修病院		市町村立等病院			1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	臨床研修病院		市町村立等病院		専門研修病院＋専門研修連携施設（猶予期間 1 年）			8 年目	9 年目	10 年目					市町村立等病院							1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	臨床研修病院		市町村立等病院		専門研修病院＋専門研修連携施設（猶予期間 2 年）				9 年目	10 年目	11 年目						市町村立等病院							
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目																																																																																									
旭中央病院 又は 君津中央病院 （臨床研修）		市町村立等病院		臨床研修病院と 同一の病院		市町村立等病院																																																																																											
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目																																																																																									
臨床研修病院		市町村立等病院		専門研修病院		市町村立等病院																																																																																											
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目																																																																																											
臨床研修病院		市町村立等病院		専門研修病院＋専門研修連携施設（猶予期間 1 年）																																																																																													
8 年目	9 年目	10 年目																																																																																															
市町村立等病院																																																																																																	
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目																																																																																										
臨床研修病院		市町村立等病院		専門研修病院＋専門研修連携施設（猶予期間 2 年）																																																																																													
9 年目	10 年目	11 年目																																																																																															
市町村立等病院																																																																																																	
3 診療科別コースについて （１）県職員としての勤務期間中、自治体病院での勤務と医師のキャリア形成の両立を支援するため、診療科別の専門研修プログラムに従事する場合のモデルコースとして、診療科別コースを設定する。 （２）診療科別コースは、旭中央病院及び君津中央病院が基幹となる専門研修プログラムのうち、地域医療等の確保のうえで特に必要と思われる診療科について設定する。また、松戸市立総合医療センターの小児科について設定する。 （３）県としては、市町村立等病院におけるニーズの高い総合診療科、内科の診療科別コースの選択を推奨する。また、市町村立等病院において専門研修が可能なコースを推奨する。 ※ 各診療科別コースは別添 1 による。	2 （３）卒業生は、卒業後直ちに 2 年間の臨床研修に従事した後、専門研修病院での勤務を開始するまでに別途定める診療科別コースを選択する。 ただし、平成 3 0 年度以前に大学に入学した者についてはこの限りでない。																																																																																																
【診療科別コース】 旭中央病院で臨床研修を行う場合 総合診療、内科、小児科、外科、産婦人科、救急科 君津中央病院で臨床研修を行う場合 総合診療、内科、小児科、外科、救急科、産婦人科（旭移行） 2 病院のどちらかで臨床研修し、松戸市立総合医療センターに移行 小児科	【診療科別コース】 旭中央病院で臨床研修を行う場合 総合診療、内科、小児科、外科、産婦人科、救急科、精神科 病理、麻酔科、脳神経外科 君津中央病院で臨床研修を行う場合 総合診療、内科、小児科、外科、救急科																																																																																																

R5 版	R2 版
4 各自のキャリアプランの作成について (1) 自治医科大生は、4年次以降、就業義務年限を経過するまで、キャリアプランを作成し、毎年度8月末を目途に県に提出する（様式は別添2による）。 県は、提出されたキャリアプランの内容を確認し、本プログラムの規定に反する場合や、明らかに地域医療等の確保に支障があると認めるときは、見直しを指示する。 (2) 専門研修の実施を目的とした就業義務年限期間の中断（以下「猶予」という。）が必要となる場合、1年間を限度にこれを認める。猶予の時期は原則卒後7年目とし、卒後4年が経過するまで猶予期間の設定は認めない。 なお、結婚、育児等を理由とする就業義務年限期間の中断については、この限りではない。 (3) キャリアプランは、診療科別コースを参考に、臨床研修及び5年目、6年目の希望勤務先を記載する。また、専門研修を希望する場合は、基本領域の診療科を記載するとともに、猶予を希望する時期があれば、併せて記載する。 (4) キャリアプランの見直しは、随時、可能とするが、猶予を希望する場合は、原則として卒後1年目の3月末までに、猶予期間を記載したキャリアプランを提出すること。 ただし、2（5）の期間から3年間の専門研修を行うプランを策定した後、3年目に勤務する対象病院に専門研修の連携病院が含まれないことが判明した場合は、その時点からの猶予の希望を認める。 (5) 専門研修の実施に際し、必要な手続き（専門研修プログラムの管理者との調整、猶予期間の勤務先との雇用に関する調整、専門医機構への登録等）は、自らの責任において行うこと。 (6) 県は、キャリアプランの記載内容をもとに、市町村立等病院に勤務する人数をシミュレーションし、毎年度10月を目途に、自治医科大卒業生の派遣を希望する自治体病院及び自治医科大生・卒業生に共有する。	(追加)
5 経過措置 令和5年度に医師2年目以降の者で猶予期間を希望する者は、令和6年度に猶予を希望する者は令和5年10月〇日までに、令和7年度以降に希望する者は令和6年3月までに、猶予期間を明記したプランを提出する。県は令和6年度の派遣先の決定に併せて6年度の猶予設定について決定する。	(追加)
(削除) ※4（2）（3）に記載	3 専門医資格を取得するための猶予期間 (1) 専門医資格を取得することを目的に、義務年限を猶予することができる。 (2) 猶予期間は1年又は2年とし、後期研修期間と猶予期間をあわせた期間において、取得可能な専門医資格の取得を目指すことができる。 (3) 猶予期間の取得を希望する場合、当該期間を含む診療科別コースを選択する。 (4) 猶予期間は義務年限に含めないものとする。